

平成21年第3回美祢市議会定例会会議録(その1)

平成21年9月2日(水曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	布 施 文 子
17番	佐々木 隆 義	18番	原 田 茂
19番	村 上 健 二	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	河 村 淳	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長	重 村 暢 之	係 長	岩 崎 敏 行
係 長	佐 伯 瑞 絵		

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波 佐 間 敏	総合政策部長	兼 重 勇
市民福祉部長	山 田 悦 子	市立 病院事業局長	藤 澤 和 昭
建設経済部長	伊 藤 康 文	総合観光部長	山 本 勉
総務部次長	田 辺 剛	総務部次長	福 田 和 司
総合政策部長	金 子 彰	市民福祉部長	古 屋 勝 美
建設経済部長	齊 藤 寛	次長 建設経済部長 商工労働課長	藤 井 勝 巳

病院事業局長	白井栄次	教育長	永富康文
経営管理課長	國舛八千雄	消防長	坂田文和
教育委員	久保毅	美東総合支所長	坂本文男
事務局長	杉本伊佐雄	代表監査委員	三好輝廣
会計管理者	西山宏史	上下水道課長	中村弥寿男
秋芳総合支所長	古屋安生	市民福祉部	岡村恵右
支所長	田代裕司	高齡障害課長	
監査委員			
事務局長			
農業委員			
事務局長			
地域福祉課長			

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 1号 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について
- 日程第 4 議案第 1号 専決処分の承認について（平成21年度美祢市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第 5 議案第 2号 専決処分の承認について（平成21年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号））
- 日程第 6 議案第 3号 平成20年度美祢市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 4号 平成20年度美祢市病院等事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 5号 平成20年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 6号 平成21年度美祢市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第 7号 平成21年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第 8号 平成21年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第 9号 平成21年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第10号 平成21年度美祢市病院等事業会計補正予算（第

2号)

- 日程第14 議案第11号 美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 美祢市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 美祢市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 字の区域の変更について
- 日程第18 議案第15号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 議員提出決議案第3号 地域産業を支える地元企業への支援強化に関する要望決議について
- 日程第20 「美祢市配食サービス事業実施要綱」の廃止を求める要望決議についての撤回について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより平成21年第3回美祢市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

続いて、事務局より諸般の報告をいただきます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本定例会に本日までに送付してございますものは、執行部より、報告第1号から議案第15号までの16件と、監査委員より、美祢市公営企業会計決算審査意見書でございます。また、事務局からは、会議予定表と一般質問順序表でございます。

本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第1号）と議案付託表、議員提出決議案第3号の3件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程はお手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において西岡晃議員、荒山光広議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月25日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は24日間と決定いたします。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

この際、村田市長より発言の申し出がありましたので発言を許可いたします。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 議長よりお許しをいただきましたので、議案の審議に先立ちまして、先の6月市議会定例会におきまして、「美祢市配食サービス事業実施要綱」の廃止を求める要望決議についてが、議員提出議案として提出をされ継続審査

になっていることに関しまして、美祢市配食サービス事業の今後の方針を述べさせていただきます。

配食サービス事業につきましては、平成8年5月から老人福祉法に基づく在宅福祉サービスといたしまして取り組んでまいりましたが、平成12年4月には介護予防生活支援事業に、さらに、平成13年4月には介護予防地域支えあい事業に、国の制度も改正をされてまいりました。これら、若干の制度改正でございましたけれども、平成18年4月の介護保険法に基づく地域支援事業の創設によりまして、老人福祉法で実施をしておりました従来の国の示す基準に基づく配食サービス事業を、介護保険法による地域支援事業、任意の事業として実施をするという事業の基本となる法が改正となったところでございます。

この任意事業は、地域の実情に応じ、市町村独自の発想や創意工夫を生かした形態によりサービスが提供できる事業であります。基本的には、配食サービス事業は老人福祉法に基づく制度を引き継いだ事業という認識のもと実施をしておりました。合併時において旧一市二町で実施方法等差異がなかったことから、新市におきましても旧市町での事業をそのまま引き継いでおったものでございます。

その事業内容といたしましては、在宅のひとり暮らしの御高齢の方々に対しまして、健康で安心をして生活していただけますよう、週に1回から数回、昼食または夕食を御自宅に配達をいたしまして、その訪問の際、安否確認を行っておるところであります。しかしながら、先に述べました法改正や合併等によりまして、サービスの提供内容等に見直すべきところが生じているところであります。つきましては、これらを踏まえ、課題等を把握し、創意工夫した制度とするためにも、事業の再構築をする必要があるというふうに考えております。

議員提出議案では、この従来の事業実施要綱が極めて不十分との御指摘でありましたが、先ほど述べました前述のことを踏まえまして、事業の再構築のため、県内他市の実施状況を把握をいたすとともに、この6月から8月までの間、本事業を利用いただいているの方々及び本事業を市が委託をしております事業者の双方に対しまして、美祢市配食サービス事業に関する実態調査を実施いたしております。その調査結果について、現在内容の精査、分析の段階であります。今後、この調査結果を十分に踏まえ、新年度であります平成22年4月に向け事業の再構築を図ることといたしております。事業の再構築につきましては、事業を委託する上での事業

者の選定基準やサービス地域のエリア間1日当たりの配食数の基準及び安否確認の方法等、事業実施に係るマニュアルとして、新たに本事業にかかわるガイドラインを作成の上、要綱の改正も含め、事業が円滑に実施できる体制を整えたいというふうに考えております。これによりまして、市内でのサービス提供の不平等が解消できるよう、また、地域の御高齢の方々が住みなれた地域で安心をして暮らしていただけることができるよう取り組んでまいり所存であります。市民の皆様、議員の皆様方の御理解、御支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 只今の市長の配食サービスにおける事業を再構築をするという発言は、説明の中にありましたように、議員から提案をされている配食サービスの現状の廃止ということに対する、まあ私も当然この本会議場で質問をしましたが、それに対する回答だということでもまず受け止めてよろしいのでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） そのとおりです。

21番（南口彰夫君） それでは、2、3、確認だけをさせていただきたいと思います。それで、その是非については後日ゆっくり議論をしたいと思います。

少なくとも6月議会の中であったのは、恐らく再構築という言葉を使われているので、新設したときの当時の老人福祉法なり、それから平成に入って新しい介護保険法、そうした制度が変わってくる中に、いまある条例なり規則では対応できないということで、箱物で言えば、もう老朽化して耐震にも耐えられんということで建替えが必要なんだということの説明をひとつしたんです。ですから、再構築ということであれば、それを当然、まあ趣旨とすればいまのやつを廃止するかどうかはもうその言葉尻ですから。ところが、新たに新しく建て直すんだと、作るんだということでは理解してよいのか。これが1点です。

それから、2点目でたくさん前回並べすぎたんですけど要点だけ言うと、この合併を通じてとりあえず美祢市の条例に適応した形で配食サービスはなされているが、旧秋芳町、旧美東町のそれぞれの事業所の対応が地域間格差を生んでいると。露骨な表現をすれば、これはそのまま放置しておく配食 人間は、原点の食べることですから、それに、そのサービスが地域間格差がますますひどくなれば、それこ

そ差別ではないかという表現をしたんですが、地域間格差の是正を必ずその再構築の中に取り入れるのかどうなのかと併せてですね、配食の仕方そのものにいろんな不十分さがあるということで、実際、坪井康男氏、臼井壯一さんを原告に、市長と市の職員が被告になっているわけ。結局、そのあいまいさが蓄積されて、行政の事務処理や行政の処置の不十分さが裁判所に持ち出されて、現在、係争中なんですね。ですから、原告と被告の関係を市民との関係に作ってしまっていると。ですからこれを、そういったところも精査しながら最大限、再構築に取り組むんだということであるのかどうなのかを最後に確認だけしておきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 3点ですかね、御質問されたのは。今、御質問されたことの大まかなことは、今、私が壇上で報告を申し上げたというふうに思っておりますけれども、御質問をいただいたんでお答えを申し上げたいと思います。

まず、この配食サービス事業をすることが行政の目的ではありません。私の目的でもないということです。これは、あくまで手段、方法であって、このことは、この地域に住んでおられるお年寄り、体の御不自由な方に対して安全で安心な環境を差し上げるということを目的として、その手段としてやるということです。いまの条例を廃止か、再構築かということで、言葉尻の問題と、今、南口議員がおっしゃいましたけれども、壇上でも申し上げたように、旧一市二町の自治体がそれぞれ連綿としてやってきたものを合併によって引きついでおります。この新市がですね。ですから、そのものを、それぞれ条例があったものを引き継いで美祢市の配食サービスにかかわる条例ができておるわけです。ですから、それを全部、これは全面的にだめだから廃止ですよということは考えておりません。ですから、再構築というのは、それを土台として、冒頭申し上げたようにお年寄りの方、お年を召した方、それから体の御不自由な方に対しまして、もっとすばらしいサービスができるんじゃないかという観点のもとに再構築をしていきたいというふうに考えております。これは、私何度もこの議会で申し上げましたけども、このことについてはなかなか なかなかじゃないですね、ベスト、完璧ということはありません。よりよい方法を経験から、いろんな御批判、それから御意見を賜ってやっていくことによって、そのことは成し遂げられていくというふうに思っておりますし、ひとつのことをするというと、光の部分、影の部分がありますので、その辺の調整

を取りながら政治は行われていくし、行政も行われていくということが言えようか
と思います。そのいい方法をこの再構築によって目指すということでございます。

それから、いま2点目におっしゃったのが、私もいまメモ書いたんですがね、地
域間の差別とおっしゃいましたかね。このことを今、合併に伴うことをおっしゃっ
たんだろうと思います。旧美祢市、美東町、秋芳町、それぞれが配食サービスをし
ておりました。これは、先ほど申し上げましたけども、老人福祉法に基づく配食
サービスは、基礎自治体やりなさいよというふうな法律だったわけです。それが、
介護保険法に変わりました、任意事業というふうに申し上げました。それぞれの自
治体が、その地域の特性、それからお年を召した方のどういうふうな環境になるか
ということに基づいて、創意工夫によって作っていきなさいよというものです。そ
の部分、ある程度合併ということが間に入りましたんで、なかなかこの条例に反
映をされておらなかったというふうに私は認識をしておりますので、このことを機
会といたしまして、今申し上げたようにお年を召した方等にもっともっといいサー
ビスができるんじゃないかということやろうということですから、当然のごとく
この合併市はひとつの市ですから、地域間差別はなくすということは当然のことと
いうふうに思っています。

それから、3番目が裁判のことをおっしゃいましたね。この裁判のことは、私、
旧美祢市の市長が被告であったということで、その被告の部分を引き継いでおりま
す。物事は、これも先ほど申し上げましたけども、やっていく上においてなかなか
ベストはない。御批判をうけるところは、恐らくどんな仕事でもあるだろうと思
います。ですから、我々は粛々とその使命に向かって、責任を持って仕事をしてい
くという上においてこういうことはありますけれども、この裁判のたがために私は
この再構築を考えておるんじゃないということ。冒頭申し上げたように、何のため
になすべきかということの理念に基づいてこの再構築をしようとしておるとい
うことを報告を申し上げたということでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。（発言する者あり）

日程第3、報告第1号から日程第18、議案第15号までを、会議規則第35条
の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 提案説明をいたす前に、今、私が南口議員の質問に答えまして「条例の廃止」という言葉をどうも言ったようですが、私の頭の中では「要綱」のつもりだったということです。ですから、要綱の廃止、改正ということ、話を差し上げたということで、言い間違いというふうに御理解いただきたい。ですから、要綱の廃止ということで、条例ではございません。ここで訂正をさせていただきます。

それでは、本日、平成21年第3回美祢市議会定例会に提出をいたしました報告1件、議案15件について御説明を申し上げます。

報告第1号は、損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての報告であります。

これは、平成21年4月28日、市所有の自動車による公務上の事故に伴い損害賠償の義務が発生したため、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、8月4日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたすものであります。

議案第1号は、専決処分の承認についてであります。

処分事件は、平成21年度美祢市一般会計補正予算（第4号）であります。

これは、7月の豪雨災害において発生した土砂の取り除きなど、当面必要とする応急対応経費について補正を行ったものであります。

歳出については、衛生費で、水道施設の冠水による施設復旧経費として水道事業会計への繰出金176万円を、道路、農林施設の災害応急経費として4,604万8,000円の補正を行い、歳入については、特定財源として災害復旧債を1,950万円充当するとともに、一般財源として地方交付税2,830万8,000円を充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額4,780万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億8,507万4,000円としたものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年8月10日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求めらるものであります。

議案第 2 号は専決処分の承認であります。

処分事件は平成 21 年度美祢市水道事業会計補正予算（第 1 号）についてであります。

これは、平成 21 年 7 月 21 日に発生しました梅雨前線集中豪雨による災害復旧に要する経費を補正いたしたものであります。

まず、収益的収支の支出であります。上水道事業費では、営業費用で上水道ポンプ場のモーター等の修繕費として 147 万 6,000 円を、簡易水道事業費では、営業費用で厚保ポンプ所のモーターの修繕費として 28 万 4,000 円をそれぞれ補正いたしたものであります。

一方、収益的収支の収入であります。独立採算の原則の例外として、水道施設が自然災害の不可抗力により不測の被害を受けた場合の災害復旧財源を、料金原価に織り込むことは不相当との地方公営企業法の理念に基づき、災害復旧に要する経費 176 万円を一般会計から繰り入れる補正を行ったものであります。

この結果、収益的収支は、予定損益計算書に示しておりますように、当年度純利益は 10 万 6,000 円となる見込みであります。

以上、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 21 年 8 月 10 日に専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求めます。

議案第 3 号は、平成 20 年度美祢市水道事業会計決算について報告し、市議会の認定を求めます。

水道事業は「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善等に寄与する」という水道法の基本理念に基づき、水道施設や管路の計画的な整備・改良を行い、適性かつ効率的な維持管理を実施し、安全な水道水の安定持続供給に努めてまいりました。

さて、水道事業を取り巻く経営環境は、景気の停滞による節約意識を反映したなかで水需要の回復の兆しが見られず、一段と厳しい状況にあります。こうした状況での経営における決算概要のうち、まず収益的収入及び支出であります。上水道事業収益が 2 億 2,417 万 7,495 円、簡易水道事業収益が 1 億 3,478 万 4,736 円で、収入合計は 3 億 5,896 万 2,231 円であります。これは、前年度と比較して 249 万 2,856 円、率にして 0.7% の増収となりました。

この増収の主なものとしましては、簡易水道給水収益の増であります。

次に、支出としましては、上水道事業費が2億6,166万3,872円、簡易水道事業費が8,248万7,158円で、支出合計は3億4,415万1,030円であります。これは、前年度と比較して213万7,138円、率にして0.6%の増額となりました。この増額の主なものは、原水及び浄水費の増であります。

その結果、平成20年度における収益的収支は1,481万1,201円の利益となり、消費税抜きの当年度純利益は1,097万9,161円となりました。従いまして、この純利益に前年度繰越利益剰余金2,659万2,850円を加えた3,757万2,011円が当年度未処分利益剰余金となり、このうち、法定積立金であります減債積立金に549万円を積み立て、その残額の3,208万2,011円を繰越利益剰余金として翌年度に繰り越すものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入が2億1,993万7,000円に対し、支出が3億3,961万7,746円となり、収入額が支出額に不足する額、1億1,968万746円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

事業の主なものを御説明いたしますと、上水道事業では、上水道第一配水池送・配水管布設替工事に3,490万2,000円を、簡易水道事業では於福簡易水道区域拡張工事に2,433万9,000円を執行し、水道施設の整備充実を図りました。

以上、平成20年度美祢市水道事業会計決算について御説明を申し上げましたが、別に、監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いするものであります。

議案第4号は、美祢市病院等事業会計決算の認定について報告し、市議会の認定を求めるものであります。

合併初年度である平成20年度は、新市の病院事業のあり方を取りまとめるため、専門有識者からなる美祢市病院事業あり方検討委員会を設置をし、本市病院事業の果たすべき役割と市民の負担、さらには経営の効率化、経営基盤の強化などについて御審議いただいたところであり、その答申に基づいて、美祢市病院事業経営改革プランを作成しました。

また、同時に、山口大学経済学部教授を特別顧問としてお迎えし、経営健全化に向けての取り組みを強化をしました。

今後も、地域の中心的な医療・介護の施設として地域に密着し、安全で質の高い医療・介護を提供するとともに、前述の経営改革プランに基づき経営改善を図ることによって、市民に信頼され、支えられる自治体病院としての機能をさらに充実をさせたいと考えております。

それでは、平成20年度の病院等事業の実績について御説明をいたします。

まず、業務量につきまして、美祢市立病院におきましては、入院が4万512人、外来が5万4,414人、美祢市立美東病院におきましては、入院が3万5,563人、外来が5万2,552人、介護老人保健施設グリーンヒル美祢においては、短期入所を含む入所が2万2,213人、通所が4,245人、訪問看護ステーション美祢及び美秋訪問看護ステーションの利用者が、それぞれ2,166人、3,669人となっております。

次に、決算額について御説明をいたしますと、収益的収支におきましては、収入では、病院事業収益36億1,704万6,627円、介護老人保健施設事業収益3億793万2,866円、訪問看護事業収益4,791万5,595円で、総額39億7,289万5,088円となりました。

一方、支出では、病院事業費用37億8,456万8,283円、介護老人保健施設事業費用3億3,197万9,410円、訪問看護事業費用4,813万6,199円で、総額41億6,468万3,892円となりました。

この結果、損益計算書において1億9,323万7,059円の当年度純損失を生じ、この純損失と前年度繰越欠損金11億2,331万1,055円と合わせた13億1,654万8,114円が当年度未処理欠損金となります。この処理につきましては、全額を翌年度繰越欠損金とするものであります。

次に、資本的収支であります。収入では、病院事業資本的収入として、企業債が6,990万円、負担金が5,986万7,000円、補助金が215万2,000円で、合計1億3,191万9,000円となり、介護老人保健施設事業資本的収入として、県支出金の280万7,000円で、収入の総額は1億3,472万6,000円となりました。

一方、支出では、病院事業資本的支出として、建設改良費で9,246万9,

850円、企業債償還金が3億661万1,716円で、合計3億9,908万1,566円となり、介護老人保健施設事業資本的支出として、企業債償還金が2,421万3,282円、建設改良費が308万7,115円で、合計が2,730万397円となり、支出の合計は4億2,638万1,963円となりました。

なお、収入額は支出額に対して不足する額2億9,165万5,963円は、過年度分損益勘定留保資金及び地方消費税資本的収支調整額で補てんいたしております。

病院事業を取り巻く環境はまことに厳しいものがありますが、経営改革プランに基づいた取り組みを行うことで、経営の改善を図るとともに市民の皆さんに質の高い安全で安心の医療を提供し続けてまいりたいと考えております。

以上、平成20年度美祢市病院等事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に、監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いをするものであります。

議案第5号は、平成20年度美祢市公共下水道事業会計決算について報告し、市議会の認定を求めるものであります。

公共下水道事業は、平成20年度から地方公営企業法の財務規定等の一部適用を受ける公営企業としてスタートしたところであり、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目指して、下水道整備を進めているところであります。

初めに、経営における決算概要のうち、まず収益的収入及び支出であります。営業収益が1億5,526万2,458円、営業外収益が3億1,513万1,642円で、収入合計は4億7,039万4,100円であります。

次に、支出といたしましては、営業費用が2億8,171万8,243円、営業外費用が1億8,035万4,044円で、支出合計は4億6,207万2,287円であります。

この結果、平成20年度における収益的収支は、832万1,813円の利益となり、消費税抜きの当年度純利益は553万3,045円となりました。

従いまして、この純利益が当年度未処分利益剰余金となり、これを、法定積立金であります減債積立金に27万7,000円積み立て、その残額の525万6,045円を繰越利益剰余金として翌年度に繰り越すものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入が10億1,818万2,600円に対し、支出が11億7,820万8,424円となり、収入額は支出額に不足する額1億6,002万5,824円は、当年度損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

事業の主なものを御説明いたしますと、大嶺町羽永準幹線管渠布設工事に1,589万7,000円を、伊佐町下村準幹線管渠布設工事に1,433万6,700円を執行し、下水道の整備を進めてまいりました。

以上、平成20年度美祢市公共下水道事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に、監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いするものであります。

議案第6号は、平成21年度美祢市一般会計補正予算(第5号)についてであります。

このたびの補正は、7月の豪雨災害の復旧経費、国の経済対策に係る諸事業及び当面必要とする経費について補正するものであります。

補正の主なものについて御説明いたします。

まず、歳出であります。災害復旧経費では、農林施設災害復旧費として4億5,173万2,000円を、土木施設災害復旧費が4億2,220万7,000円、教育施設災害復旧費が472万8,000円、その他公共施設災害復旧費が124万3,000円で、災害復旧費として総額で8億7,991万円を計上しております。

次に、国の経済対策関連事業として、民生費として雇用失業情勢に対応するための住宅手当緊急特別措置事業として809万6,000円を、既定予算の振り替えによる認知症高齢者グループホーム建設補助金としての介護基盤緊急整備等事業を2,625万円計上するとともに、既定の地域介護・福祉空間整備等交付金事業を1,201万2,000円減額しております。

また、介護の安定した質の高いサービスを提供するための初期体制整備支援としての介護職員処遇改善事業として540万円を、幼児教育期の子供への子育て応援特別手当事業で2,425万円を、地域子育て創生事業では、貸出チャイルドシートの更新、児童遊園遊具改修事業として563万8,000円を、衛生費において、特定の年齢に達した女性に対する女性特有のがん検診推進事業として667万8,

000円を、教育費において新学習指導要領の改正に対応するための理科教育等設備整備費として小・中学校併せて3,000万円を計上しております。

次に、緊急雇用創出事業補助金を活用した事業として、総務費では国民体育大会費において、自転車競技ロードレース開催における広域での交通規制に備えるための臨時職員の雇用、農林費では、森林景観保全事業及びシカ防護柵維持管理事業、土木費では、都市公園管理事業で、併せて1,015万7,000円を計上しております。

最後に、当面必要とする経費の主なものとしたしましては、活性化対策費で自治宝くじ助成金を活用したコミュニティ助成事業で120万円、国民体育大会費では国体準備経費として交通規制周知看板等整備費504万円、災害援助費で災害に伴う災害弔慰金給付として250万円、美祢社会復帰促進センター診療所費において、診療所運営形態の見直しによる予算の組み替えを行っております。

農地費では、ため池改修事業において工法等の見直しによる事業費の増加で2,020万円を、林業振興費では、シカ被害防止柵設置事業において、補助金から委託料への予算の組み替え、治山事業費では、民有林地の崩壊地復旧である小規模治山事業で4,270万4,000円、商工総務費では美祢農林開発株式会社への竹材資源活用事業運営補助金として2,000万円を、流通対策費では、消費者窓口等の機能強化事業として160万6,000円を、教育費では、県委託金の追加交付による事業費等を計上しております。

一方、歳入では、土木施設災害復旧費国庫負担金などの国庫支出金を2億9,101万3,000円、災害復旧事業債2億5,300万円のほか、県支出金、分担金及び負担金、寄附金、諸収入の特定財源として8億7,765万3,000円を計上するとともに、一般財源として地方交付税2億91万6,000円を充当することといたしております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額10億7,856万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億6,364万3,000円とするものであります。

議案第7号は、平成21年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

このたびの補正は、歳出では、出産育児一時金が増額されることに伴い給付費負

担金として40万円を、介護従事者の処遇改善に伴う介護納付金の増額による支払い基金負担金182万5,000円を、平成20年度の退職被保険者老人医療費交付金の確定に伴う精算償還金として598万3,000円を、国民健康保険から長寿医療制度移行時の負担増解消としての高額療養費特別支給金48万9,000円を計上するとともに、財源調整として予備費を605万円減額しております。

歳入につきましては、国庫補助金251万3,000円及び一般会計繰入金13万4,000円を計上しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額264万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,758万1,000円とするものであります。

議案第8号は、平成21年度美祢市観光事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

このたびの補正予算は、6月に発生した秋吉台のホテルでの一酸化炭素中毒事故を受けて、被害に遭われた大阪府高槻市の松原小学校の児童のために役立ててほしいと、美祢市女性の会からお受けをいたしました寄附金を基に補正を行うものであります。

歳出では、観光振興費に34万6,000円を計上し、歳入につきましては、寄附金を同額の34万6,000円充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額34万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,103万9,000円とするものであります。

議案第9号は、平成21年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

このたびの補正は、歳出では、平成20年度の老人医療給付費の確定に伴い、国、県、社会保険診療報酬支払い基金へ精算返還金として9,621万9,000円を計上し、歳入につきましては、繰越金を同額の9,621万9,000円を充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額9,621万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,965万3,000円とするものであります。

議案第10号は、平成21年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、美祢市立病院の看護師不足に対処するため、現在、美祢社会復帰促進センター診療所に勤務させている看護職員3名を、10月1日以降、美祢市立病院業務につかせることとし、これに伴う人件費の減額補正を行うものであります。

その結果、収益的収支について、まず、収入において、第1款病院事業収益、第3項美祢社会復帰促進センター診療所運営事業収益を1,678万3,000円減額するとともに、支出において、第1款病院事業費用、第3項美祢社会復帰促進センター診療所運営事業費用1,678万3,000円を減額いたすものであります。

その結果、税抜きの当年度純利益は1,490万4,000円となる見込みであります。

議案第11号は、美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、施設を利用される方の利便性の向上を図るため、開館時間及び使用料について見直しを行う等の所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、開館時間を、現在、季節によって変更していますが、より利用しやすい施設とするため、年間を通して統一した時間とするものであります。

また、入浴施設使用料について、岩永下郷地区住民のみ別料金としていたものを、市民については統一料金とするとともに、新たに回数券を発行することにより、利用促進を図るものであります。

また、入浴施設以外の談話室等の使用料について、現在は市民すべてを無料としていますが、高齢者福祉施設である設置目的を踏まえ、65歳以上のみを無料とするものであります。

なお、施行日についてであります。開館時間の改正は本年10月1日から、使用料の改正は平成22年4月1日からとするものであります。

議案第12号は、美祢市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定についてであります。

急傾斜地崩壊対策事業については、現在、美祢地域においては分担金の徴収はなく、美東・秋芳地域においては合併前の旧2町の条例を暫定施行し、分担金を徴収

しており、旧一市二町で相違があります。

急傾斜地崩壊対策事業は、他の公共土木施設の災害復旧と異なり一部地域に利益を与える事業であるため、地方自治法第224条の規定に基づき、平成22年4月1日から市内全域において受益者から分担金を徴収することとし、そのために必要な事項を規定した条例を新たに制定するものであります。

この条例の制定に伴い、現在、秋芳及び美東地域において暫定施行している秋芳町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例及び美東町急傾斜地崩壊対策事業負担金徴収条例を廃止するものであります。

議案第13号は、美祢市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成21年5月22日に交付施行されたことに伴い、美祢市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、緊急の少子化対策として、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心をして出産できるよう、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産について、出産育児一時金の額を35万円から39万円にと4万円引き上げるものであります。

なお、本年1月分から産科医療補償制度の創設により、出産育児一時金に3万円加算して支給をしているため、このたびの改正により、実質的な出産育児一時金の支給額は42万円となるものであります。

議案第14号は、字の区域変更についてであります。

秋芳町鍛冶屋地区における農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進）事業の実施に伴い、新しい区画の道路・水路を字界とするため、旧字の区域の一部を変更する必要性が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第15号は、人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについてであります。

これは、平成21年12月31日を持って人権擁護委員山本淳子氏及び宮川淳子氏が任期満了となりますが、山本淳子氏及び宮川淳子氏を再任候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求めるものであります。

以上、提出をいたしました報告1件、議案15件について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時11時15分まで休憩をいたしたいと思います。

午前10時55分休憩

.....

午後 1時00分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

平成21年6月26日、徳並伍朗議員ほか4名から提出された「美祢市配食サービス事業実施要綱」の廃止を求める要望決議について、本日付をもって撤回したい旨の申し出があります。

この際、「美祢市配食サービス事業実施要綱」の廃止を求める要望決議についての撤回についてを日程に追加し、日程第20として会議規則第21条の規定により、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、この際、「美祢市配食サービス事業実施要綱」の廃止を求める要望決議についての撤回についてを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定いたしました。

「美祢市配食サービス事業実施要綱」の廃止を求める要望決議についての撤回についてを議題といたします。

徳並伍朗議員から「美祢市配食サービス事業実施要綱」の廃止を求める要望決議について、撤回の理由の説明を求めます。徳並伍朗議員。

〔徳並伍朗君 登壇〕

23番（徳並伍朗君） 「美祢市配食サービス事業実施要綱」の廃止を求める要望決議についての撤回についてを申し上げたいと思います。

先の6月定例会に提出しました「美祢市配食サービス事業実施要綱」の廃止を求める要望決議は、教育民生委員会において継続審査となっております。

しかしながら、本日、本会議場において、村田市長より配食サービス事業は、当初老人福祉法による事業であったが、平成18年4月より介護保険法による事業となった経過を認識し再構築する方針を述べられたので、我々会派といたしましては、

初期の目的を達成できると判断し、議長初め教育民生委員会の各位の御苦勞に対し感謝を申し上げ、要望決議書を撤回しますので、よろしく願いをいたします。

〔徳並伍朗君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。只今議題となっております美祢市配食サービス事業実施要綱の廃止を求める要望決議についての撤回について、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、「美祢市配食サービス事業実施要綱」の廃止を求める要望決議についての撤回について、承認することに決定いたしました。

これより議案の質疑に入ります。

日程第3、報告第1号損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第1号を終わります。

日程第4、議案第1号専決処分の承認について（平成21年度美祢市一般会計補正予算（第4号））の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第1号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。本案について原案のとおり承認すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第2号専決処分の承認について（平成21年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号））の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第2号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。本案について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第3号平成20年度美祢市水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありますか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） まず、この平成20年度美祢市水道事業会計の決算でございますけれども、これは地方公営企業法の第192号で、第4項の規定によって、監査委員の意見書を付しております。それで、今回その決算審査意見書がそれぞれ（「岡山議員マイクを」と呼ぶ者あり）入ってますね。大丈夫ですか。まあそういうことで、その中、特に今回監査委員、竹岡議員さん並びに三好監査委員さんがしっかりとこの水道事業におかれましては精査されて、そして、結びということで総

括されております。そういった中で、非常に私は今まで、ここまでの結びついていきますか総括をされた意見書っていうのは、非常に私は、議員さんもわかりやすいし、行政も、今後水道事業における課題という問題点についてもしっかりと記載されております。また、そういった中であって、今回この上水道、簡易水道についてですけど、特にこの意見書の中で、意見書を参考の中で、16ページの中で上水・簡易水道の有収率ですか、これが、平成19年度においては80.3%、それが平成20年度では74.6%まで下がったということで、実際上水道施設においては、作り出してしっかりと各家庭にいった。メーターに入るところにいたっては、この上水道、100%作った水が19年度ではメーター通ったのは80%、ましては平成20年度では74.6%ということで、25%が途中でなくなっているわけですね。電気も普通5%ぐらいなくなるといっておりますけれども、そういったことで、何が原因でこういった水道水が減ってきたか、この特に1年間、当然石綿管等今からもう布設して50年以上たって、そういった老朽化によって漏れているということが想定されますけれども、大きな原因はそういったことが起因しているかどうか、そういったところを今後、総務企業委員会ではまた突っ込んでいかにやいけんですけれども、大まかに本会議においてその辺の原因について御説明していただきたいと思っています。

議長（秋山哲朗君） 中村上下水道課長。

上下水道課長（中村弥寿男君） それでは、岡山議員の御質問にお答えをいたします。有収率の減少についてで、その原因はということによろしゅうございましょうか。

上水道事業につきましては、御承知のとおり昭和34年5月に給水を開始をしまして、49年を経過しております。で、この配水管の総延長は、約127キロということになっています。この49年が経過をいたしまして、経年減価といいますが、老朽化によるものと考えられます。課内でいろいろこの原因について検討をするところでございますが、配水管の継ぎ手部分といいますがジョイント部分、それから、配水管、本管から各家庭へ配水する取り出し口へのジョイント、そういうところの器具の劣化による漏水が原因ではなかろうかということで大体の意見一致を見ているところでございます。それがすべてではございませんが、本管等の亀裂等が生じる事態も過去発生をしているようでございますが、主にはそのジョイント部分から

の漏水だろうというように考えております。で、これまでも漏水調査等を行ってきているところでございますが、今後さらにその漏水調査に力を入れまして、この有収率の向上に力を入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 水道料金の未納金の回収についても問題があるんですけども、私はそっちも大事ですけども、特にこの有収率、これが低いということも非常に私はそれ以上に大きな問題と思っております。それで、しっかりと今後、簡易水道も私は確か布設してまだ30年ぐらいじゃないかといま思っておりますけれども、水道水はもう約50年、いずれにしてもその有収率は80、簡易水道は80ということで、あんまり変わってないということで、当初、これは布設時期当時というのは98%とかそういう高い率で、今現在50年経過したら80%まで下がってきたということと見てええということですかね。

議長（秋山哲朗君） 中村課長。

上下水道課長（中村弥寿男君） 先ほど、上水道事業の給水開始が昭和34年5月というふうにお答えを申し上げました。その当時の資料について調査はしてありませんが、資料としてお配りをしておりますこのウグイス色の概要資料の6ページのほうに、平成4年からの有収率等の経過をお示しをしております。これを見ますと、平成4年から19年までは80%台を維持してきております。それが、なぜか20年度におきましては74.6ということで、大きな有収率の減少を見たわけでございます。その原因等については、先ほどお答えしたとおりでございます。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。詳しくは総務企業の委員会ですので、そこで詳しいことはやっていただければ。何かありますか。

2番（岡山 隆君） そういうことで、しっかりと総務企業委員会でさらに言いますので、こういった塩素のそういったところも全部、ここで出て行っているわけですよ、コストがですね。希硫酸とか。だからそのへんも併せて大きな相した負担、コストがかかっているということで、どうかその辺、総務企業委員会でしっかりとやってきます。もうこれ以上やると議長さんのほうからお叱りを受けますので、どうかそういった質問が今後出るということで、しっかりとお答えできるようにしておいていただきたいということで、以上で終わります。

議長（秋山哲朗君） まあ、担当課長のほうで、資料のほうまた揃えていただきた
いと思います。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第3号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第7、平成20年度美祢市病院等事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第4号は所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第5号平成20年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第5号は所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第6号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。質疑はありませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 決算予算書、補正予算書の中で、ページが6 29なのですが、竹材資源活用事業について先般説明を受けましたが、この中で今回の提案は……。

議長（秋山哲朗君） 三好議員、決算じゃないですよ、21年度の美祢市一般会計補正予算のところですよ。今、決算って言われた。

6番（三好睦子君） すいません、補正予算です、すいません。

議長（秋山哲朗君） 補正予算のほうですね、いま決算と言われたから。

6番（三好睦子君） 6 29なのですが、竹材活用事業について説明を受けましたが、今回の提案は、3年計画で補助金の額が決められているのは少しおかしいのではないかと思います。ただ赤字だから補助金の支出の承認をというような感じを受けましたが、どうなのでしょう。しかも、補助金が期限切れになる4年目には、民間に委託するための補助金支出のように受け止めましたが、実際そうなのでしょ

うか。

そして、誘致に際して、センター内の刑務作業の協力要請があったように書いてありますが、竹箒が次から次と作られて売れないのに生産をされているのではないかと思います。割り箒の在庫が3月末で92万1,000膳、7月では120万膳ということですが、在庫があるのにまだ作られているそうですが、これは売れ行きを見て生産調整ができないものかと思いますが、どうなのでしょう。お尋ねをいたします。

議長（秋山哲朗君） 藤井商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（藤井勝巳君） 三好議員さんの質問にお答えをいたします。

先般お示しをいたしました資料に基づきましての御質問でございますけれども、まず4年目……補助金につきましては、私どもも一生懸命販売に力を入れてまいりました。しかしながら、どうしても販路拡大におぼつかなかったということがございます。また、御指摘のように生産しながら販売していくということで努めてまいりますけれども、やはり売り手買い手ということもございまして、なかなか事業が思うようにいってないという状況でございます。従いまして、今年度から若干の補助金を入れていただいて事業を推進したいというふうに考えているところでございます。

事業そのものにつきましては、先般から再々申し上げておりますように、森林法から始まりまして一連の事業でございます。そういったものによって地域が活性化するというところで思っていますので、御理解いただきたいと思っております。

また、補助金につきましては、先般お示ししたときに3年をめでにということでありましたけれども、3年以内に生産ベースに乗るように進めていきたい。そして、4年以降については、民間の事業を希望される方を踏まえて指定管理も見直していきたいというふうに考えているところでございます。御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、竹箒の製造につきましては、3月末で92万1,000膳在庫がある、また、7月末で120万膳あるというふうに申し上げました。そして、さらに19年の12月議会でしたですか、前市長のほうからの答弁も申し上げたところでございますけれども、やはり、当初の刑務所誘致に向けてもその辺のこともありました。ま

た、研修生を控えておりますので、その作業ということも必要な作業でございますんで、それも随時実施してるところでございます。御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（秋山哲朗君） 三好議員、いいですか。はい、南口議員。

21番（南口彰夫君） この竹の会社を設立したのは、平成18年じゃったですね。で、そのとき平成18年度のときに議会に提案をされて、議会でもだいたい紛糾したと思うんです。その紛糾した一番大きな原因は、議員のほうから出たのは、割り箸を製造販売、まして水煮の製造販売、これで儲かるということはある得ないということが議会側の多数の意見だと。ところが、当時の執行部は 中心となる方は大変体制としては残られているのではないかと思います。トップを除いては 提案をされたのは、いやそんなことはない、しばらく赤字は続くが、必ず黒字に転ずるといふ報告がなされたんですね。ですから、ちょうど丸3年目を迎えますから、このたび補正が2,000万出るというから、私はてっきり、ああ竹が頑張っていままで累積赤字等を含めながら初期の投資、基本投資が約2,000万だったんですね。その投資した2,000万をお返しできるから補正で組んで、この際すっきりしたいという説明がなされるかなと思ったんです。ところが、私勉強不足で議案をふと見ると、市長の説明はそうなんです、運営補助金として2,000万円を繰り入れたいと、お金を出したいということになれば、一度そもそも立場かえって議論する必要があるのではないかと。

平成18年度の竹の会社の、まあ竹の会社というのは美祢農林の設立に併せて、当時執行部よりこの運営並びに収支計画書というものが全議員に配布されているんですね。で、まず、この配付されているこの資料が事実であるかないかを確認しなければ、その後20年合併の選挙を通じて、議会のメンバーが大変入れかわって来ますので、少なくとも、いくら市長がかわって、合併を通じて議員が入れかわったり増えたりということになったとしても、少なくともこの農林開発の会社は設立をされ、前市長から社長を引き継いで業務に当たるし、それから、第三セクターという性格上、執行部並びに職員の方々がその業務に当たっているわけですから、昔の話はわかりません、知りません、じゃ通らんはずなんです。で、当時の一番わかりやすくいえば当時のこの業務にかかわった担当課長、それから少なくとも10年の長期計画をある程度説明して、財政的な裏づけも含めて議論がなされたとするならば、

当然所管は財政課です。財政課長も含めて、それから全事業を統括したのは当時の総務課長だろうと思います。それと併せて、少なくとも要望等で県との調整が頻繁に行われているはずなんです。そうすると、県との調整窓口は企画課長が当たっているはず。で、こうした方々が少なくとも現在在職をされていると思いますので、それぞれが当時が誰であったかは正確に記憶は定かではないので、少なくとも私が手にしています美祢社会復帰促進センターを活用した竹関連事業についてと、平成19年4月美祢市ということが、この資料が本物であるか偽者であるかだけ、まず確認していただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 藤井課長。

建設経済部商工労働課長（藤井勝巳君） 南口議員さんの御質問にお答えいたします。

いまお示しをいただきました資料につきましては、間違いなくこの資料が議会に出されております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） そうすると、これは作成は4月になされて、19年の6月議会に報告がなされたものです。で、この中をまず私流に解釈をして、説明をして、その上で答弁をいただきたいんですが。手に持っとしてやろ、市長も含めて。持ってない。持ってなけんにゃ、ここに何ページに何々が書いてあってこうだって、あなたはどねえ思うかと言っても答えようがないね。議長、どうする。

議長（秋山哲朗君） まあ、南口議員は所管の委員会はちょっと違いますけども、今のことを踏まえてできれば詳しく所管の委員会でやらしていただいたらと思うんですけども。

21番（南口彰夫君） いいえ、もう、委員会付託はもう6月議会で私は懲りましたから。所管の委員会でない分については、できる限りここで精いっぱいやって、責任持てない所管の委員会には付託には反対します。それで、当然所管の委員会に付託することについての賛否はとられるはずですから。

なぜならば、いくらトップが変わろうが、担当職員が変わろうが、この事業そのものが継続されているのかないのか、一旦すべて、事業計画も含めてどこかで廃止をして、新たな事業計画を立てて、しかも10年計画ですから。しかも当時は黒字

になると言ったんです。ですから、黒字になるなら黒字になったものを補正予算で補充をするということをそろそろ私も議会も含めて市民も期待をしているのではないかと思うんです。だから、これを見直したんなら見直した計画書があれば出していただきたい。（「あの……」と呼ぶ者あり）だから、このたびの2,000万円であった説明が、これをまったく無視した形が出されちょんか、整合性があるのかないのか。

議長（秋山哲朗君） この前の勉強会のときに……。

21番（南口彰夫君） いや、勉強会の資料はいただいちょう。だけど、これと整合性はまったくない。これに対して、少なくとも19年の6月議会で旧美祢市といえども事業はそのまま旧美祢市の事業を継続してるわけですから。ですから、そういう秋芳・美東の議員にはまことに申し訳ないけど、資料は私しか持ってないんですが、これとの関係では何ら報告されてないじゃない。じゃけ、一旦この、こういう過去、その何か全部読み上げてもいいんですけども、少なくとも平成19年から28年度までのこの10年間計画を立ててる。で、かつてこういう計画を立ててその事業を進めてきたが、現状はこうなので新たに見直しをして、その上でその必要な予算を組んでいただきたいと、組みたいというような資料じゃあないわけです。説明でもなかった。ですから、これの取り扱いはどうなんかと。偽もんだって言やあ話はみやすい。だから、整合性を持った行政運営でなければ、いくら、国会と一緒にすいね。自民党が民主党にかわろうが、約束して進みよる事業をいくら民主党でも辞めさせるわけにいかんのよ。やから、美祢農林の会社も、実際に毎日毎日働く人らが、しかも刑務作業との関係で非常に苦労しながら動いているわけ。ですから、いままでの市が行ってきた、たとえ前市長であろうが前課長であろうが、儲かるという形で説明をしてきたんですから、それを一旦決着をつける必要があるんじゃないかということを行っているんです。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） いま、南口議員、聞いちゃってですか。南口議員の御質問に、まあ答えになるかどうかわかりませんが、今手元に持っておられた資料、私はいまありません。私が持つておるのは、勉強会で配られた資料、こういう形で議員の方々に説明をさせていただいたという課長からの報告を受けたその資料しか持つてませんけども、この中に、今、おっしゃったその19年の旧美祢市の事業計画

の数値の推移表は簡略ながらも入っておったと思います。私もいまちょっと質問を聞きながら見ましたけれども、恐らくその数字はいまお手元にある資料とあっておるんじゃないかと思いますね。それで、何点か本筋のことを言われましたけれども、いみじくも今回の政権交代のことにかけて言われました。国政においてもいくら自民政権が民主党政権に変わろうと、国民の生活というのは連綿と間断なく続いておるわけですから、それに対する責任というのは、政権が変わってもあるわけでございます。この市の行政におきまして、現在の美祢市は旧美祢市、美東町、秋芳町がやっておられたそれぞれの自治体の責務を引き継いでおります。その意味で言えば、いまのこの美祢農林開発事業株式会社のこの責務は、私が引き継いでおるといふことに、明白に間違いありません。ですから、そのことにおいて私が責任を逃れようという気持ちもまったくありません。それを引き受けるつもりで私は市長にならせていただいておりますので。

現実には、おっしゃるとおりこの数値を見ましたら、19年、平成19年の旧美祢市の市議会において、まあ結局10年後には黒字体制になれるという目的、目標を持って議会にも説明させていただいておるようでございますし、またそのもろみがないとこの事業そのものも出発できなかったであろうと私は思っております。

どうしてこういうことがおこってきたかということですが、本来この事業の持つておる目的というのが森林の整備、竹林を含めたですね森林の整備、それから、その整備をすることによって生じる竹の子等を使った二次的な副産物である竹の子の水煮等ですね、これを地域振興の特産物にしようじゃないかと。それから、雇用の創出のほうの狙いということですね。いろんな目的を持ってこの事業はおこっておりますし、また、竹箬のこともおっしゃいましたけれども、旧美祢市がこの社会復帰促進センター、豊田前ですね、これ誘致するに当たって、刑務作業をぜひともやってもらいたいということで、法務省のほうから要請を受けた。その受け皿としてこの美祢農林開発株式会社があるということで、大きな目的だけを言っても4点、5点は第三セクターとしての美祢農林開発株式会社、責務を負っておるわけでございます。それをもって立ち上げたわけですが、その補助事業である、国庫補助事業たるものが、私が引き継いでおる限りでは、平成19年から3年から4年計画でやるということ国に協議をしておったけれども、単年度で平成19年で一括交付金として国から入ってくることになったということで、準備、ですから生産基

盤、それから、販路の開拓等ですね。十分に熟成されないまま事業がスタートしたという経緯があると思っております。ですから、当初もくろんでおったベースを整えた上で、そしてこの事業を展開をしていくという形が、初めから、当初からこのもくろみが崩れて、結局は具体的な足場がないままにこの事業がスタートをせざるを得なかったということがあろうかと思えます。しかしながら、この法務省に対する約束事とか、国庫補助金を大量に頂戴をして出発をしておるからには、この事業をやはり成し遂げる責務がこの美祢市にはあったということです。旧美祢市にですね。その旧美祢市が負っておった責務を、いま我々の新しい美祢市も引き継いでおるということです。ですから、いまここで足場がしっかりしておらなかったがためにこの事業をやめてしまう、ということは放り出すということですが、そうしますと法務省に対する我々が一生懸命市に矯正施設を誘致した、その条件の一つである刑務作業もなくなってしまいます。それから、農林水産省に対して約束をした、まあこれは国に対する約束ですね、こういう目的を持って森林の整備を行うと、公的な使命ですね。それから地域振興を、有効的な資源、これも放棄するということになりますと、この補助金を、国のお金を返還をするということ、非常に大きなことで、ほかのいろんな政策、施策に非常に莫大な悪影響を及ぼします。ですから、これから私も市長として農林水産の振興はもちろんですけれども、農林の振興はもちろんですけれども、福祉なりですね、それから足の確保とかいろんなことをやろうと思っておりますが、すべてこの国・県の金を頂戴する必要も多々あります。そのときに、この仕事を放り投げてしまったということになってしまいますと、これから我々の新市は10年後20年後に非常に重たい、悪い影を落とすというふうに私は思っています。

ということで、いまここで今年度2,000万の補正を組ませていただいたのは、結局このベースたるものがなしに出発しておるこの事業を、正常な形に戻させていたいただきたいということです。ですから、販路を開拓するにしてもコストがかかります。それから、物を生産するにしても人をお雇い申し上げて、雇用おこりますけどそれに支払う給料がないという状態で事業を出発してしまっておるという現実がございますので、そのへんをきっちりさせていただきたい。これは、税金を投入するわけですから、当然のごとく市議会の皆様方、市民の代表である皆様方、それから美祢市の市民の方々の御理解がないとできないことでもありますけれども、今申し上げ

げたように、我々美祢市の5年後、10年後先を見据えたときに、この会社をいまつぶしてしまったら大変なことがおこるといことも御認識をいただきたいと思ひます。ですから、私は、旧美祢市から引き継いだこの責任を、私のこの代できっちり足場を固めてどうにか事業を成功に導きたいと思っております。

それから、先ほど三好議員もおっしゃいましたけれども、この補助金を3年間段階的に減らしながら出して、きちっとしたものを出してするという計画をいまのところ持っております。これが2年ぐらいやらないかもしれませんし、その金額は変わるかもしれません。4年後にはないんじゃないかというふうにおっしゃいましたけれども、これは今、第三セクター、美祢市と森林組合ですね、カルスト森林組合が共同出資をした会社、半公的な会社として運営をしておりますけれども、私の大きな考え方として、こういうふうな、結局地場の振興にかかわるものは、今、指定管理にいろんなものを打診をしておりますけれども、地元のいろんな民間の会社とか、もっとほかの事業体とかありますんで、そっちのほうでお引き受けいただくことも非常に必要なことじゃないかということがございますから、その辺も考えた上での計画になっています。ですから、第1期の4年間というのは、いま当初の国庫補助事業を立ち上げるときに第三セクター、美祢市と森林組合が共同出資した会社でやるという計画を持ってこの会社は立ち上がってますので、この根本は変えることはできませんから、美祢農林開発株式会社という第三セクターの会社が運営をしておりますけれども、この1期の指定管理の機関が過ぎた後は、その時点でまた状況を考えて公募にかけるといことも私は考えていこうかなというふうに考えております。

ということで、お2人の質問にあわせてお答えを終わります。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 美祢農林の、美祢社会復帰促進センター等を活用した竹関連事業の必要性、重要性のことの質問をしているわけじゃないんです。私が言っているのは、平成19年度で当時の執行部が資料を示して議会で説明したときに、議会側はしきりにこの事業は儲からないという主張をしたんです。ところが、執行部は、いろんなデータを示して、10年間の予算書も示した上で儲かるんだということで、賛成多数で可決したんです。ですから、儲からないということで反対をした議員もおるんです。19年度の選挙は改選の、美祢市の最後の改選の議会ですから、

その当時の議員は議長も含めてしっかり記憶に残っているはずなんです。竹の問題が相当その議会在が時間を費やしたんです。で、一番私がそこで大事なものは、今後どうするんかという話を議論する前に、まず、今まで議会に言ってきた、この竹の会社は儲かるんだということについての資料の提案も説明も認識はじゃあ変わってないのなら、なぜ儲かる会社に補てんをしなければならないのかということが主張したくなると。だけど、この儲かるって、儲かる、儲かると暗示をし続けたわけです。で、それのを実際に運営してみたら、いろいろな障害や問題点があることがわかったということで、一度整理をした上でこの新たな提案をなさるんかということをお願いしているんです。あなたは、かつてこの美祢市が40年50年前、於福を中心にしながら竹を販売する業者が栄えた町であるということをお理解しちよってかどうか知らないけど、私が子供のころ、漁師町も含めて、竹がたくさん美祢市から売りに来られよったんです。で、一頃は本当にある面、石炭や石灰の陰に隠れながらも、森林の保全をしながら、できる限り竹を切り出して町に売っていくという業者もたくさんおられたんです。そういう意味で支えてきた森林の保全と繁茂対策、この事業を引き続きやることの重要性、これが本当にわかっておるなら、なぜあの時点での説明がただ単に儲かる、儲かる、儲かるからやらせてくれという一点張りの資料と説明であったのかということをお聞きしておるんです。で、議会はほとんど、いいや儲からない、と。だから、ある数名の良識ある議員は、俗に言う森林の保全と繁茂対策のための、まして、社会復帰促進センターの共生等の釣り合いからいくなれば、ある程度の補助金を定期的に出すことが必要だという意見を持たれた方もあった。それも打ち消すように、いいや儲かる、と。で、当時の担当課長、もし私の説明に、いやそれほどひどくなかったとかじゃね、いやそこまでは言うてないってという思いがあれば、答えてみてください。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） かつての美祢市の市議会での議論の中身を今おっしゃったんだらうと思いますね。今おっしゃったように、儲かる、儲からん話を突出して南口議員おっしゃったけれども、先ほど私が申し上げたように、この事業は森林整備、私、あなた 「あなた」ってあなたもおっしゃったから私も「あなた」と言いますけどね、あなたが竹のことを知らないじゃないかとおっしゃったけど、私の祖父は、竹の今おっしゃった仕事をしておりました。事業をしておりました。ですから

私も小さいころからよく知ってます。この竹の大切さ、それから竹林を整備することの、自然を守る大切さもよくわかっております。恐らく、旧美祢市議会の構成されておった議員さん方も皆わかっておられたと思います。この竹林を整備していくということが、この美祢市の山をきれいにしていくということ、これなしに美祢市の森林の整備はありえないということも理解しておられたと。しかしながら、瞬間的に事業を立ち上げたときに、何の仕事でも一緒、商売でも一緒ですけども、初めからすぐ儲かるという話はなかなかできづらいところはある。出発するときには販路の開拓もいりますし、生産基盤を作るということもいります。そのコストを将来の利益によって償却できるのかという話だろうと思います。その話をするときに、旧美祢市の執行部とすれば、10年後には黒字体制に持っていけるということをお話をしたんだろうと私は理解をしております。

ということで、お答えになっているかどうかわかりませんが。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） そうすると、当初言っていた何年後に儲かるというのが、今は10年後には儲かるという話をされるんですか。やけえ、それがちょっと伸びたと、事情によって。だけど、当初いろいろ議論になっておったのは、もともと森林保全と繁茂対策と、それこそ社会復帰センターとの共生事業と、これを三つも抱き合わせすれば、もともと儲からないと。まして、竹箸と、竹の子の水煮というその製品そのものが、市場でそれほど儲かるものではないという意見ではなく、いやあくまでも儲かる時期が少し延びたんだという説明なんですか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） どうも南口議員と話をすると議論がすれ違いますけどね、今あなたが「儲かる」という言葉を使われたんで、私も「儲かる」という言葉で返しましたけれども、この、第三セクターとして立ち上げております。で、先ほどの御説明のときに申し上げたけれども、この公的使命部分を最重要課題、ですから責務としてこの会社は立ち上げてあります。それから森林整備があるし、雇用の促進もあるし、それからその二次的な副産物である竹の子の水煮、それからこの副産物の水煮を使って特産品をつくるというふうなこと。それと、いまの矯正施設の刑務作業、これを担っていくという公的な使命が第一にあるということですね。で、儲かるというふうに申し上げたのは、当初は赤字で出発せざるを得ないけれども、それ

をペイライン、まあかつがつ利が出るくらいには持っていけるということを申し上げたんであって、大量に儲かる仕事を官が囓んでおる仕事でやってしまいますと民業を圧迫しますから、これはこの三セクとしては避けるということですね。第三セクターの使命というのは、法律に基づいて設置をいたしますから、この公的使命の部分を除いては語られないということです。ですから、儲ける、儲けないという議論に特化をしてしまいますと、今言われたような議論のすれ違いがおこるということで、あくまでこれは公的使命を持った会社として、今どうにか運営できる形まで持っていきたいと。その足場を作らしてもらいたいと。そのための今年度の2,000万の補助金ということをお願いしておるんです。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員いいですか。三好議員の前に田邊議員が先に手を上げておられますので、田邊議員。

14番（田邊諄祐君） 竹の問題につきましては、私は当時委員長をしておりましたので、今も記憶は鮮明に持つておるつもりでございます。

ひとつは、あれは矯正施設の要するに職業の訓練の材料にするんだということでこれは始められたと思うんですよ。ところが、それでは、今、市長が説明されましたように、ついでにその林業の活性化ということで竹箬を利用して、竹の子、それからかご類、そういうものを第三セクターを利用してやるんだということでございましたけど、まあ御存知のように第三セクターということは、議員の上では、最近どこの地方でも第三セクターによる赤字というのは、皆さん御存知と思いますが大変評判が悪い。従いまして、今さら第三セクターやるのはどうかという問題がひとつ。もうひとつは、今、南口さんが言われましたように、儲からないと、これは無理だと。なぜかという、ひとつはやっぱり竹の子と、それから竹箬を作るには、竹林を見ていただければわかるんですけど、大体1反に700本ぐらい生えておるんですね。そういう密集したところは大きな竹が生えるし、それから竹の子の製造する場合は、大体200本ぐらいになるんです。200本ぐらいにすると、小さな竹の子じゃないと採算が合わないんです。そういうことも含めまして、計画として、竹の子とかそれから箬っていうのは根本的に矛盾するんですね。それから、そういうことで、しかし今、市長が言われましたように、これはぜひこれから盛り上げていって、ぜひ成功させたいんだということであれば、現状は今いろいろ、その竹の

子あるいは箸について、生産者のほうでいろいろ問題があります。特に、森林組合に対しても、いろいろ問題があるんですよ。だから、そのへんのことをよく行政と森林組合と話し合いまして、腹を割って話し合って、そのへんの矛盾を解決しない限り、今の市長の、僕は何ぼ市長が力まれても、何とか成功したいんだという気持ちはわかりますけど、そういうことを解決することが大事だと思うんですよ。

ですから、例えば今この2,000万円の中に恐らく竹林に続く林道が設けられると思います。しかし、林道というのは1年ぐらいいいんですよ、造成したばかりはいいんですよ。ところが2年、3年もしたらもうこのまま使えなくなるんですよ。ですから先般、斉藤次長ともお話しをしましたけど、いま環境税ありますね。その辺から林道を作った以上は、あと、整備を毎年しないと、その金を生産者に、いま林業が大変、竹でもたった200円ですからね、それらをまずよく考えて生産をしないと、決して事業はうまくいかないと思うんですよ。ですから、そのへんも含めましてやはりきめ細かな生産者の意見をよく聞いてやらないと、いくら叫んでも、これは市長が何ぼ本気でやれやれ言われましても、僕は決して成功しないと思いますよ。ですけど、その辺の問題点をいろいろ、やっぱり市が先頭になって解決する気持ちがあれば、僕は成功すると思うんですよ。それから、まだ竹あるいはせつかく道を切り開くわけですから、後の間伐とかそういう余った生産をいかに利用するか、そういうことも含めまして、やっぱり総合的な見地からもういっぺん考え直してもらいたいと思います。

それから、当時委員会の中で2,000万円赤字が出たらそのときに総括して見直しをするというふうに約束されてると思うんですよ。ですからその辺をね、僕はいま南口さんが言われるとおりだと思います。従いまして、もう一度やっぱりきちんと総括してこの計画を見直して再出発することが大事じゃなからうと思うんですが、市長さんいかがでございますか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 田邊議員、私が考えておることがいろいろ言われましたね。山の整備、竹林は整備をして、林家、農林家 行政の課じゃないですよ、山を持っておられる農家にですね、お金を結局もたらす、山もきれいになるということですね。ですから、そういうことを総合的に考えようということで、今回の2,000万円をお出ししとるわけです。ですから、今、これをつぶしてしまうとどう

にもならない。

それと、第三セクターが全国的に赤字を垂れ流して非常に評判が悪いというふうなことをいまおっしゃいました。この第三セクターというのは一時非常にもてはやされた形態でありますけれども、今、おっしゃったようになかなかその第三セクターそのものも今問われてきておる。しかしながら、田邊議員はあれでしょ、旧美祢市でこの仕事をやると決めたときの可決をされた委員長でしょ。その事業主体が第三セクターである美祢農林開発株式会社であるということ。それをいま私が引き継いでおるということですから、その辺はまあ御理解願いたいと思います。

ですから、その可決、議決をもっていまの美祢市はそれを抱いておるという形ですから、旧美祢市で作られた、そしてそれを議決されたことをもって、その責任をいま我々が負っておる、私が負っておる。このことを今、議会の皆さんには理解をしていただかなくちゃならないということです。

で、冒頭申し上げたように、いまこれを私は簡単にだめだからつぶしてしまおうと、もう全然やり方を変えてやろうということをしてできればみやすいかもしれませんけどね、おっしゃったように。そうはいかないということを申し上げております。非常に大きな国のお金を頂戴をして、もう出発をしておる仕事である。一方では法務省との約束事もあるということですから、いまこれでここを、この仕事を廃止をしてしまうことは不可能であるということ。ですから、その現実を踏まえた上で、この美祢市の市民の方々に迷惑をかけないように、そして、その地域、農業、林業をしておられる方々にも何らかの形で恩恵を受けていただけるような形、そして雇用も創出もしたい。そして結果として、この美祢市域というのは特産品がなかなかない地域ですから、ありますけれども、本当に大きな特産品っちゃうのが、まあ秋芳梨とかいろいろありますけれども、この新美祢市として作り上げたものはまだないですから、その辺に寄与できればというふうな、私の思いです。これを議会の方々、それから市民の方々に御理解を賜りたいということでお話をさせていただきました。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（秋山哲朗君） ちょっと、三好議員。

6番（三好睦子君） あの、先ほど市長さんが言われましたが、私たちは別に放り投げるとは言っておりません。この事業の成し遂げる責務があると言われたので、

それなのに4年後には民間に委託する計画があるのではないかと。それはおかしいのではないかと考えております。3年間で3,500万ですか、注入するっていうこと自体が、もうきれいに精算して民間に渡したいというような感じで、この間に努力があるかないかということも問われると思いますが、努力なしでも補助金をつぎ込んで、4年目はもう民間よと、そんなことは今までこれが経営がうまくいってないのを、民間にぽんと渡すってというのはどうかと思います。やはり事業を成し遂げる責務があると言われたので、それとこれとは相反するのではないかと思います。やはり経営を、先ほどから箸は売れてない、もちろん販路は作ると言われましたが、今のところなかなか進んでないので、先ほども言いましたが生産調整をしたり、それから竹細工をする、刑務作業の中で、竹箸はもちろんですが、生産調整をしながら、竹細工をしてもらうとかいうふうに事業の内容が、こう変えていかれたらどうかと思う、これ意見になって申し訳ないと思いますが、その点の努力がなくしてこういった予算が出た、補助金の支出をとすることは変じゃないかと申し上げたいのですが、どうなんでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 三好議員、4年後にいかにも第三セクターたる美祢農林開発株式会社が、この事業を民間に丸投げするんじゃないかと。じゃあ、それじゃあ責任を持って仕事はできないんじゃないかということをおっしゃりたいんだろうと思います。これ、言われるとおりですね。ですから、いま公的資金をもって第三セクターたる美祢農林開発株式会社は、これから本当に一生懸命、まあいまでもやってきて足りませんでした。で、その足元も危ういもんである。だから、足元をしっかりと、そして一生懸命仕事をいたします。そして、私が4年後に指定管理が変わる可能性もあるというふうに申し上げたのは、当然のごとくそのときにまだ美祢農林開発株式会社は存続してますから、いまは公募をかけていくっていう方法がもう本当に平等で皆さんに御理解をしていただける方法ですから、そのときに公募をかけるといたしまししょうか、まだ確定じゃないから、しまししょうかね。そのときに美祢農林開発株式会社も手を挙げます。やりたいと。今までこの実績を残してきたからやりたいと。そしたら、もう一方では、我々ならこのベースができておるんならもっとやり方が違う方法があるからやれますということでもって、お互いの計画書なり、足元の固め具合とか出し合って、そして競争をかけて、その中でいい方を

選んでいくということです。

ですから、4年たった段階で美祢農林開発株式会社が、もう知らん、任せると、そういうことを言っておるんじゃない。そういうふうにとられたんやったら私の説明不足、誤解を与えたかも知れませんが、そういうことを申し上げた。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） ちょっと南口議員さんが持っておられる当初の計画書ってというのは、私ども手元に持っておりませんが、議員の皆さん方、お手元に勉強会の資料、もし持っておられたら、19年から28年度の10年間の事業計画をちょっと御覧いただきたいと思うんですね。なぜなら私、あさって、このことについて一般質問をしようと思っていたら、議論が盛んになっちゃって、恐らくあさって30分も要らんじゃろうなというふうに思っています。

議長（秋山哲朗君） ちょっと、竹岡議員。資料を持っておられん議員がおられますので、ちょっと10分間休憩しましょうか。

24番（竹岡昌治君） あ、そうですか。わかりました。

議長（秋山哲朗君） ちょっと、2時10分まで休憩したいと思いますので、その資料がございましたらまた持って入っていただきたいと思います。よろしくお願います。

午後1時58分休憩

.....

午後2時15分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 休憩でちょっと話が飛びましたけども、実は私がこのことにつきまして、あさって一般質問をする予定でございました。しかしながら、ちょうどこの議論が出てまいりましたんで、誤解がないように1点だけちょっと議員の皆さん方にお話をしたいと思うんですね。

勉強会の資料は、この休憩時間の間に皆さん方のお手元にそれぞれ行ったと思います。5ページをちょっと開いていただきたいと思うんですね。で、これも私どもも新政会さんと会派で勉強会を開いたときに実は気がついたんですが、5ページに書かれてますほぼ3分の2ぐらいの下のところに、単年度収支ということで21年

度が1,999万9,000円と約2,000万の単年度収支が赤字という表示がされております。ところが、収益として600万、約600万の売り上げに対して、経費が3,300万とこういう計画が書かれております。これは、言ってますと、ああこだけ赤字が出るのかなあというような解釈になりますが、実は売上原価が計算してございません。この表には。製造原価はございますが売上原価がないということで、単年度収益は、売り上げ収益の粗利、粗利益から、経費とそれから管理費、これを引いた物が単年度収支になるわけですし、そうしますと販売費、管理費が合計いたしますと約700万ぐらいの金額になるわけですね。従って700万をどう稼ぐかというのが単年度収支になるわけですから、限界利益をいずれにしても700万以上をとらなくちゃいけないということになります。そういう表示を売上原価をこの中に挿入しないと、本当の単年度収支がわからない。従って、600万を仮に3割の粗利を上げたとしますと、180万の粗利が出てくると。そうしますと、700万から180万、520万の単年度赤字になるというのが本当のこの表の作り方になるはずですよ。これはもう、恐らく、今、職員の皆さん方がセミナーパーク行かれて、ほとんど勉強されているのはバランスシート、それから損益計算書、その次に、最近勉強されているのは、キャッシュフロー、これを勉強されております。従って、恐らくこのキャッシュフローを作られてお間違えになったんじゃないだろうかというふうに思っております。ぜひ、この数字の見方を御理解いただいた上で議論をすべきじゃないかなというふうに私は思いますので、ちょっと議長に時間をいただきまして御説明を申し上げます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか、質問。南口議員。

21番（南口彰夫君） 数字の見方という、いま質問と提案があったんですが、本来私も市長と議論がしたかったのは、先ほど申した当初2007年度から平成19年から28年にかけての10年計画というものが、これをベースにして今度の新たな事業計画がなされているのかどうなのか、そこで出ている数字でよればって本来入りたかったんですが、資料も含めて認識が多少ずれがあるので、率直に、単刀直入に聞かせていただきたいと思うんです。もう、議会の中でこの竹のことは相当紛糾したということについては、もう認識は一致していますので、この度、今、美祢市がいろんな事業を抱えてやっているんですが、たとえば観光事業であ

ろうが、それから病院の事業であろうが、行政は直接的に行っている事業で、そこで、まして初期投資は含めて、採算を黒字ベースに乗せながら順調にやりよるといふ事業は、指定管理者も含めてひとつもないんですいね。で、それがあえて、この竹の会社だけは儲かる、儲かるという強い思い込みが経過の中であつたのではないかと。で、そういう点で行くならば、このたび提案されちよる2,000万円の中に他の、例えば道の駅にしてもしかりなんですね。それから、秋芳洞周辺にいろんな観光事業があります。それから、特にこの竹の会社は森林保全と繁茂対策、なおかつ活性化のセンターとの共生事業だと。そういう位置づけであるならば、これをずっと長期に続けていくならば、当然何らかの他の指定管理者と同じようにある程度の運営補助金、病院でいえばですね、健全運営補助金的な性格、それから指定管理者をさらに長期にやっていくその事業を長期にやっていくためには、ある程度の助成金という思いなり、そういう内容を含んで提案をされているのかどうか。そこだけを最後に率直にお尋ねをしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員の御質問ですが、この事業は結局市が出資、カルスト森林組合が出資、出資金が全部で2,000万あります。で、本来であれば、この美祢農林開発株式会社って言う第三セクターに対して、今、市が指定管理をお願いする形ですね。私は社長ですから、市長たる私が社長たる私にお願いをしてこの仕事をしてもらおうという形。で、民間の方をお雇い申し上げてこの仕事をやっておるわけですが、本来であればそのときに今、南口議員がおっしゃったように、指定管理料があつてしかるべきだろうと。しかしながら、この仕事につきましては旧美祢市のときからいろんな議論があつたということで、この指定管理料がゼロです。ですから、普通の会社でいえば会社を立ち上げて、当然のごとく営業経費とか人を雇う経費とかかかりますので、その運営経費を持って出発することがしかるべきですけれども、この会社は非常にいびつな形で出発してしまいましたので、出資金、普通の会社で言えば資本金ですが、その2,000万円しかない。運営経費がゼロ。そして、仕事をしなさいということで立ち上がつておる。したがいまして、当初出発しますと何も金がないわけですから、仕事を動かすためには金がかからずかかります。で、資本金たる出資金を取り崩して進行せざるを得なかつたということでこういうふうなことになっておるといふことです。ですから、私がいまこの1,

000万というのを補正で上げさせていただいておるのは、実は指定管理料に匹敵するものというふうに御理解をいただいて結構でございます、ということです。

議長（秋山哲朗君） 有道議員。

3番（有道典広君） 当初、私もこの事業には賛成しなかったんですが、まあやる以上は儲けていただきたいと思って、いろいろ私でできる範囲では協力はしてきたつもりではございますが、やはり会社ですから、できればこの補助金が必要という以上はやはり甘くなるのではなからうかと。経営がですね。そこで、融資っていう格好じゃいけないんですか。ちょっとその辺が、普通我々の民間事業になりますと、補助っていうのはほとんどありませんし、融資の格好で、いまから将来変更の計画でも儲かるという格好になったら戻していただけるというような格好で、融資の格好ではいけないんでしょうかね。補助金と融資の、このやり方がちょっとわからないところがございます。やはり、市民の大事な税金を使いますので、その辺をちょっとできないのかなと、これ私なりの質問ですけども、教えていただければ。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 有道議員の御質問、もっともだと思います。私もこのことを提案をさせていただく前にいろいろ担当部署のほうに調査させました。ですから、今、おっしゃったように借入れをおこす、それも金融機関から直接おこすいう方法もありますし、市がということもあります。市が債務保証をおこすということもあります。で、指定管理料つちゅうこともあり得ます。で、今回の場合の補助金ということもありますけども、今回の補助金ということをお出ししたという根拠が、今、ここに私持ってますけども、地方自治法の第232条の2というのがあるんですが、公益上必要がある場合においてはこの補助することができるということがございます。これに基づきまして、法に基づいて執行することがもっとも適当かなということで、今回はこの補助っていう形で予算の費目を上げさせていただきました。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 有道議員。

3番（有道典広君） 理由は少しわかりましたが、まあしかしながら事業ですから基本的には利益を出さないと年々累積債務が増えてきますね。そういうことで、補助金、補助金というあてをしないような事業運営をやはり、まあ市長も腹はくくっておられると思いますけど、そのぐらいの心積もりでやらないと、また変更計画を

しなければならぬと思います。その辺をよう肝に銘じてやっていただきたいと思います。よろしく。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第6号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第10、議案第7号平成21年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第7号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第8号平成21年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありませんか。有道議員。

3番（有道典広君） ささやかな質問で申し訳ないんですが、大変いいことだと思います。34万6,000円、わずかな金額ですけど市民のほうから、美祢市の助成の会と寄附金がもとに補正をしておると。あと、よくわからないのが美祢市も少しはやられたかなと。前回、議会でも少し出ましたけど、美祢市はこれとは別に何か対策、学校か生徒かの、亡くなられた方に対策をされたんでしょうか。その辺、ちょっと教えていただければと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 有道議員の御質問ですが、今、たいした額じゃないとおっしゃいましたけども、大きな気持ちがかもった大したお金ということで御理解いただきたい。なかなかこういうことで30万を超えるお金を寄附していただくことはありませんので、御理解をいただきたいと思います。

それと、市がこれに併せて先に何かしたかという御質問ですが、私がこの壇上で以前の議会でお話をしたことを含めまして、先方の高槻市、それから松原小学校、子供さんの気持ちを寸借する、おもんばかることが第一であるということを申し上げました。ですから、我々が行政として何らかのことをするということはできたかもしれませんけれども、その状態をしっかりと見極めてということを考えております。これはもうわかりません。ですから、先方の市のほうも、先日も山本部長を派遣し

ております。いろんな具体的なフォローの仕方を検討させてます。ですから、今回頂戴をした大きな気持ちのこもったありがたいこの寄附をもって、最もいい形を具現化させたいというように考えています。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第8号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第9号平成21年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第9号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第10号平成21年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。有道議員。

3番（有道典広君） 社会復帰促進センターの診療所に勤務されてる3名の看護職員ですね、今後ともこの社会復帰促進センターから手を引かざるを得ないというか、その辺の事情をちょっと教えていただければと思います。

議長（秋山哲朗君） 藤澤病院事業局長。

病院事業局長（藤澤和昭君） 只今の御質問にお答えしたいと思います。

今回の補正予算の内容につきましては、美祢社会復帰促進センター診療所に勤務しております看護師を市立病院のほうにということの内容であります。で、御承知のとおり、美祢社会復帰促進センターが始まりましてその医療については美祢市が責任を持ってということで、これまで美祢市立病院の医師、看護師等医療スタッフがそちらで医療を提供しておったわけですが、当時と比較しまして医師、看護師ともに美祢市立病院の職員数が減りまして、市民の皆様方に提供する医療等の制約等もいま生じているところであります。そうした中で、今回の対応につきましては、第一義的に美祢市立病院が守らなければならないところということで、今、いるスタッフを美祢市立病院のほうに向けたということです。

なお、今後につきましては、当然に美祢市といたしましては、美祢社会復帰促進

センターの受刑者の皆様方に対する医療の提供ということがありますので、新たなスキームといいますか、医療体制を速やかに構築して、不安のないような対応をしていきたいと思えます。なお、それにおきましては、国、県、市、もちろん市立病院も含めまして協議しながら新たな体制を構築していこうと考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 有道議員。

3番（有典典広君） となると、今後社会復帰センターにも診療できることができないと。それと、同時に豊田前地区の皆さんがこれを利用できんじゃないかということで、その辺の診療所の運営がなくなるということに、ちょっと懸念をしておりますけど、美祢市民病院が医師が足りないとかいろんな問題がおきているみたいですから、その辺の問題を兼ねてあるんでしょうけど、どうしても地区の方とか、法務省の復帰センターのほうにも、今後の需要というのはいるのではなんでしょうか。その辺は回答だけであと質問しませんけどよろしく。

議長（秋山哲朗君） 藤澤局長。

病院事業局長（藤澤和昭君） お答えします。豊田前地区の住民の皆様方に対する豊田前診療所も含めての御質問だったと思えますけども、美祢市といたしましては、美祢市全体の医療を守るために二つの公立病院を中心として各診療所との連携をとりながら地域の住民の皆様方に安心して生活できる医療体制を構築しようといま懸命に頑張っているところです。その中で、豊田前診療所の医師を確保することも行っておるところではございますが、現状、その実現は難しいものと思っております。そうした中で、豊田前地区の住民の皆様方に対する安心は、美祢市立病院や美祢市立美東病院、さらには市内の各医療機関でフォローしていくように努めていきたいと思えます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第10号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第11号美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。三好

議員。

6番(三好睦子君) カルストの湯の入浴時間のことですが、現在の時間と提案されている部分の時間が違うように思いますが、この説明書の中で参考資料の中に書いてありますが、入浴時間が違うように思いますが、これはどうなのでしょう。言いましょうかね、いいですかね。

議長(秋山哲朗君) 岡村高齢障害課長。

市民福祉部高齢障害課長(岡村恵右君) 三好議員さんの御質問にお答えいたします。

議案書につきましては、いわゆる開館時間を出しております。開館時間と使用料の手数料で、入浴時間につきましては規則のほうで定めておりますので、今回市長の提案説明の中にもあったと思いますが、入浴時間につきましては、現在夏時間、5月から9月まで、それと冬時間、10月から4月までを入浴時間をいまカルストの湯で定めております。で、現時点の入浴時間の開始時間でございますが、現行では10時から夏時間につきましては7時半まで、冬時間につきましては、10時から5時半までとなっております。で、今回の改正の中には、通年統一するということが提案させていただいております。開館時間含め、入浴時間もですが、入浴時間につきましては、先ほど10時、夏時間冬時間それぞれ10時から、夏については7時半まで、冬については5時半までと言いました。で、改正につきましては、始めが10時半から19時30分、午後7時半までに統一されます。従って、現行の冬時間、夏時間がございましたけども、入浴時間につきましては10時半から19時30分、そして日曜日につきましては10時半から5時までということで統一をさせていただきました。

以上でございます。

議長(秋山哲朗君) 三好議員。

6番(三好睦子君) 次に、入浴料金ですが、岩永下郷地区が200円になっていることについてお尋ねします。ここの入浴施設の建設について、住民の皆さんの下郷の方の長い間賛否両論があつて、地域の方々の協議が何年間と続いたと聞いております。これらについて考慮してあるのでしょうか。温泉施設ができたときに、岩永下郷地区の方は初めは無料だったということです。それが、いつかの時点で100円になったと聞きました。今度は200円になることについて、これでいい

のでしょうか。こういったいままでの経緯を御存知の上で値上げに踏みこまれたのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 岡村課長。

市民福祉部高齢障害課長（岡村恵右君） それでは、三好議員さんの御質問にお答えします。

先ほどの提案説明の中にもありましたけども、かねてから地元の市民あるいはカルスト運営協議会のほうから、入浴時間については見直しをしてほしいと。当然、過去の歴史的なものもありますけども、そういった話も運営協議会の中で出ました。会議の結論から言いますと、やはり市民の一体感といいますか、それと公平性を図るということから、運営協議会の中で満場一致でこのように改正をされたものでございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。三好議員。

6番（三好睦子君） 運営協議会の中に、この下郷の利用者の方がもちろんいらっしゃいますですね。

市民福祉部高齢障害課長（岡村恵右君） おられます。

議長（秋山哲朗君） 三好議員、よろしいですか。はい。そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第11号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第12号美祢市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。萬代議員。

5番（萬代泰生君） 先ほど市長が提案説明されましたけれども、この事業は他の公共土木施設の災害復旧と異なり一部地域に利益を与える事業であるため、受益者から分担金を徴収することにしてるという説明がございましたが、要するに災害復旧ではなくて災害を未然に防ぐための事業だろうと思いますが、もう少し、じゃあどのような採択基準を設けておられるのか、簡単でいいですからどのような事業なのかというのを簡単に説明していただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 伊藤建設経済部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 萬代議員の質問にお答えします。

急傾斜地崩壊対策事業についてでございます。この事業の目的は、先ほどの提案説明にもございましたが、急傾斜地の崩壊を防止し、人命保護を第一とした人が住んで、人家の保護をする対策事業でございます。また、事業には未然に崩壊防止を目的にした通常事業っていいですか、そういう事業と、先ほどちょっと萬代議員さん、災害復旧ではないと言われましたけど、場合によっては崩壊した後、再度の発生を防止目的とした災害関連緊急事業等がございます。そのうちの通常事業、未然に防止する事業について概要を説明させていただきます。

まず、急傾斜地とは、一般的には人家が連担しておりまして、近くに山がある風景を想像していただければと思います。その山の傾斜、傾斜度が30度以上でありまして、その30度を超える山の位置の高さが5メートル以上のものということがございます。また、その保全建物に崩壊により危害の恐れがある、また保護すべき住宅建物等がある場合、保全対象戸数が5戸以上が原則でございます。公共施設等が危害の恐れがあれば、5戸未満でもよい場合もございます。またその高さ、また保全対象戸数の規模によりまして、国庫補助、また県費補助となる対策事業を行うようになります。

防止工事をする前には、その地域を急傾斜地崩壊危険区域の指定が必要です。指定されますと、その区域の木を切ったり土や石を取ったりなどの行為に制限があったり、また、住宅を建築する場合に一定の制限がかかります。

今後、地域住民の方からこの事業の要望等がございましたら、説明しましたような数値的な採択基準がございます。簡単な測量等、また、保全区域の要件などが必要ですので、大方の内容で地域の要望がございましたら、先に建設課等へ連絡いただければと思います。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 萬代議員。

5番（萬代泰生君） 大体、今の説明でどのような事業なのかというのは理解ができたところでございますが、この条例は、平成22年4月1日からというふうに、来年の4月から執行するんですよということなんですが、今現在はこの事業に該当するものは施行されてないということですか。22年4月1日からで十分なんだという判断でよろしいでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） お答えします。

20年度は美祢地域が4地域ございました。それで、21年度には美東地域が今、出るようになっております。この事業、この議案を認めていただけますと、承認いただけますと、この事業については大半が県事業で対応しております。それで、県の場合は新年度、例えば21年度の4月、5月ごろに次の年の評価システム委員会というのがございまして、新事業する場合にはその中で決定されます。よって、その評価システム委員会の前の年度末、要は2月ごろがよろしいわけですが、そのころまでに要望が出まして、その採択用件があって、大半の地元の同意が得られるというものをもって評価システム委員会のほうにかけます。よって、次の年度、今の例でいいますと23年度からの実施となるわけですが、件数等が多大になりますとその辺もずれますが、今回もし4月1日施行になりましても、それまでにあったものについては当然、23年度に事業をするわけですから、それまで美東・秋芳地区については暫定施行せざるを得ないと、事業の採択上そういう状況になります。その辺のために、今回9月の議会をもって半年間の周知機関を求めるために、今回上程したものでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 萬代議員。

5番（萬代泰生君） ありがとうございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第12号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第13号美祢市国民健康保険条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。 三好議員。

6番（三好睦子君） 濟いませぬ。私の間違いかもわかりませんが、この出産の経費が出るっていうのは、期限が23年3月31までに出産とありますが、それ以後の出産には該当しないんでしょうか。これでいいんでしょうか。少子化対策では、こういった期限を切るべきものではないのでしょうか。それ以後生まれた方にもちゃんとあるように平等に、それこそ公平性でやっていただきたいと思いま

す。

議長（秋山哲朗君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 書いてありますように、平成21年10月1日から23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産一時金についての規定であります。期間が限られております。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。三好議員。

6番（三好睦子君） 少子化に歯止めをかけようかと、これで出たと、国の施策もあったのでこれをきられたと思いますが、美祢市におきまして、やはり子供さんがこの間にだんだんと生まれたわけ……、いいえ、意見のとき言います。

議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） この改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成21年5月22日までに公布施行されたことに基づくものでございますので、国の法律に基づいたものということをお知らせさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 国は国でしょうけど、やはり美祢市で少子化に歯止めをかけると、若い人たちにきてもらおうと、子供さんをたくさん生んで活気ある街にしようと思えば、やはり国のこの制度はここまでですよじゃなくて、市としてちゃんとやるべきではありませんか。これが何年、子供さんが生まれてのが年間にどのくらい生まれてかわかりませんが、そんなにたくさんは出産があるわけじゃないので、ちゃんと市としてやっていただきたいと思いますが、どのようにお考えなのでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 三好議員、私のほうからお答えします。

この少子高齢化にかかわる三好議員の熱い思いはよくわかります。私も、子供さんがたくさんこの美祢市で誕生されて、この地域が子供さんの声で満たされることを本当に願っております。今、山田部長が言いましたように、今回の条例改正は法律に基づく全国的な制度改正によるものですから、その条例改正というふうに御理解ください。で、今言われた市独自のことにつきましては、この国保の出産育児一時金というのは制度のことがあって、その制度のこと以上をしようとする、やはり何らかの制約がありますし、また、それをやろうとすると皆さんから頂戴をした

保険税によって国保っていうのは機能をしています。また、これまた委員会のほうであるでしょうけど、単年度ではいま国保会計は赤字になっております。ですから、そのことを踏まえて考える必要がありますんで、一概に、気持ちはよくわかりますけれども、その辺のことも十分考えてやる必要がありますので、御理解をしていただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 今回この、美祢市の国民健康保険条例一部改正する条例ということで、この文章でわかるのはわかるんですけども、今回、きょう市長が言われました提案説明の中でより詳しく、産科医療保障制度の創設により出産育児一時金に3万円を加算して支給しているということを、この中に入れていただいたほうがよりわかりやすく、このまま39万しかこの文章の中ではもらえないような感じでありますので、その産科医療保障制度もきっと3万円あるということで、併せて42万と記載されたほうがわかりやすいかなと思っております。

それで、あと、今回のこの出産育児一時金は、次項で法律作った少子化対策として行ってきた背景があります。共産党政権になったならば、より50万円とか、そういう形にしていただければ非常にうれしいかなと思っているひとりでございます。そういうことで、併せてどうかこの条例の改正に対しては、その辺もいま言いましたところを別途入れていただいたほうがわかりやすいかなと思っております。まあ、行政のほうで、いやそれは必要ないと言われればそれでええと思っておりますけども、その辺についてはどうでしょう。

議長（秋山哲朗君） 山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 提案説明の中で、本年1月から産科医療保障制度の創設により、出産育児一時金を3万円引き上げていることから、この改正に伴い出産育児一時金は42万円となり、4万円の引き上げとなりますということを市長も申しております。（発言する者あり）4条の中に入っております。3万円につきましては。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第13号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第17、議案第14号字の区域変更についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第14号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第18、議案第15号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第15号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第15号を採決いたします。本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第19、議員提出議案第3号地域産業を支える地元企業への支援強化に関する要望決議についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。大中宏議員。

〔大中 宏君 登壇〕

20番（大中 宏君） それでは、議員提出議案第3号地域産業を支える地元企業への支援強化に関する要望決議について、提案説明を申し上げます。なお、本案提出に当たりましては、荒山光広議員、布施文子議員、佐々木隆義議員の賛成をいただきまして提出をするものでございます。

それでは、要望決議案を朗読いたしまして、提案理由の説明にかえさせていただきますので、御了解のほどをよろしくお願いをいたします。

地域産業を支える地元企業への支援強化に関する要望決議について。

昨今の我が国経済は、世界同時不況下、金融不安や原油を初めとする各種資源の高騰などで、かつてないほど企業の経営は悪化し、多くの難題に直面をしておりますが、国の相次ぐ経済対策により景気もやや回復基調にあるといわれています。

しかしながら、地方においては過疎化や少子高齢化が進むなかで、産業構造の変化などにより地域の活力低下や、都市部との地域格差等、依然地域企業の経営環境は厳しい状況にあります。

本市においても、最近の経済不況により、地元企業は公共事業の大幅縮減等により経営状況がますます困難になってきており、経営改善に最大の努力を強いられております。

このような状況の中で、企業においては、今後より高い収益性を目指すという趣旨で企業再編が検討されることが予想されます。

こうしたことから、地元企業に対する更なる支援強化のため、地元でできるものは地元での方針に基づき、地域の資源を最大限に生かした地域産業の振興について格別の取り組みを要望いたします。

以上、決議する。

平成21年9月2日、美祢市議会、美祢市長、村田弘司殿。

以上のとおりでございますので、どうか全会一致をもって可決賜りますようお願い申し上げます。

〔大中 宏君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出議案第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議員提出決議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出決議案第3号は、委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出決議案第3号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出決議案第3号を採決いたします。本議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出決議案第3号は可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。大変お疲れでございました。

なお、議員の皆様は3時15分から議員全員協議会を開催いたしますので、第1、第2会議室へお集まりいただきますようお願いいたします。協議事項は議会報告その他であります。どうかよろしくお願い申し上げます。

午後3時03分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年9月2日

美祿市議会議長 秋山哲朗

会議録署名議員 西岡 晃

” 荒山 光弘